

# 国民健康保険高齢受給者証と 後期高齢者医療被保険者証を更新します

70歳以上の方を対象にした国民健康保険高齢受給者証と、75歳(一定の障がいがあると認定された65歳)以上の方を対象にした、後期高齢者医療被保険者証の更新についてお知らせします。

## 7月下旬に送ります

新しい国民健康保険高齢受給者証は対象者の方全員に、後期高齢者医療被保険者証は自己負担割合が変わる方の方に、7月下旬にお送りします。



税の課税所得が145万円未満の方は1割、145万円以上の方は3割となります。また、同一世帯で同じ保険に加入している方が3割の場合は、所得にかかわらず3割になります。

## 負担割合が「3割」の方へ

国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証の負担割合が「3割」と判定された方でも、次に該当する場合は、申請により自己負担割合は、市・都民

り自己負担割合が「1割」となる場合があります。

同一世帯の70歳以上の方の収入の合計が次の場合  
2人以上の場合：520万円未満(ただし、国民健康保険高齢受給者証の方は、例外もありますのでお問い合わせください)  
1人の場合：383万円未満

申請方法 基準収入額適用申請書で申請してください。

## 入院時の

各種認定証の交付  
入院した場合の医療費の負担が、自己負担限度額までとなる限度額適用認定証

## 介護保険料額決定通知書を送ります

65歳以上(第1号被保険者)の方に、介護保険料額決定通知書(納入通知書)を7月上旬に送付します。

介護保険料 平成21年度から23年度までの介護サービスにかかる費用などの見込みから計算される基準額をもち、住民税の課税状況などに応じて、第1段階から第10段階までに区分されます。納付方法は、年金受給の有無などにより異なります。介護保険料額決定通知書(納入通知書)に記載の1期当たりの保険料は、年間の保険料額を各納期

介護保険料の納め方  
年金からの天引きの方(特別徴収)：はがきでお知らせします。

\*対象：年額18万円以上の年金を受給している方(天引きのための手続きは、必要ありません。)

\*天引き月：偶数月(年6回、年金支給月ごと)に天引きになります。65歳になる時期などで、天引きの回数が増えることがあります。(介護保険料納入通知書(納付書)で納付の方

(普通徴収)：納付書を送付します。

\*対象：年金を受給していない方と年金の受給額が年額18万円未満の方

\*納期：7月・平成22年3月の各納期限(年8回、金融機関などの窓口で納付書でお支払いください。)

すでに、金融機関で介護保険料の口座振替手続をしている方は、登録口座から各納期の末日に口座振替になります。

納付書での納付(普通徴収)と年金天引き(特別徴収)の併用で納付の方：納付書を送付します。  
\*対象：昨年度途中で65歳になった方や転入された方などで、7月から9月

や、食事代の負担が減額される各種認定証があります。必要な方は交付手続きをしてください。ただし、保険税(料)に未納がある場合は、交付できない場合があります。

また、国民健康保険に加入している方で、現在入院時の各種認定証をお持ちの方は、有効期限が平成21年7月31日までとなっております。引き続き必要な方は、更新手続きをしてください。

なお、後期高齢者医療に加入の方で平成20年度「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、引き続き該当する場合は、今年度から申請は不要になりました。平成21年度の認定証は7月下旬にお送りします。

健康保険証、はたし、古い認定証(現在認定証をお

持ちの方)  
老齢福祉年金受給者の方は、その年金証書  
申請場所 保険年金課  
五日市出張所  
五日市出張所で申請した分は、受付後、後日郵送します。

問合せ  
国民健康保険高齢受給者証について：保険年金課  
国保係  
後期高齢者医療被保険者証について：保険年金課  
後期高齢者医療係

## 葬祭費の助成

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している被保険者が死亡したときに、申請により3万円の葬祭費が助成されます。  
被保険者証の返還時に手続きしてください。  
申請場所 保険年金課  
五日市出張所



## 私立幼稚園の保育料の一部を補助します

私立幼稚園などに通園している幼児(4月1日現在、3歳から5歳までの幼児と4月2日以降満3歳になった幼児)の保護者の方に、園児の父母の課税状況(ほかにその園児を扶養している方は、その方の分も含む。)に応じて、補助金を交付します。

園児保護者負担軽減費補助金 保育料の一部を補助します。

対象：私立幼稚園、私立の保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園か幼稚園に類似の施設(保育園は除く)に通園

## 国民年金 保険料の納付が困難な方のために免除制度があります

申請免除(全額免除・一部免除) 被保険者(配偶者、世帯主の前年所得が基準以下(表)の場合、申請すると受けられます。)

退職(失業) 特例：前年所得が基準(表)を超えている場合でも、平成20年度から21年度に退職(失業)したときは、申請すると認められる場合があります。

若年者納付猶予 世帯主の前年所得が基準(表)以上あるため、免除対象にならない30歳未満の方には、本人と配偶者の前

表 免除対象となる所得の目安(平成21年度)

	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦、16歳未満の子2人)
全額免除・若年者納付猶予	57万円	92万円	162万円
一部納付	1/4納付	93万円	142万円
	1/2納付	141万円	195万円
	3/4納付	189万円	247万円

4人世帯と2人世帯は、夫か妻のどちらかの方に所得がある場合を想定しています。免除基準は、社会保険料控除などの控除額によって異なります。

2)

問合せ 児童課 保育係 (直通558・198)